

サテライト設置届提出書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

■届出について

- 届出の期限は変更日から10日以内となっています。
(変更日より1ヶ月経過して提出する場合は遅延理由書の提出をお願いします。)

■提出書類及び届出方法

- 郵送にて提出をお願いします。
返信用の定型封筒に必要な切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。
※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。
※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）サテライト設置に必要な提出書類一覧

- 内容によって以下の①～④の通り必要となる届出が変わります。サテライト設置と同時に区画変更届や廃止届が必要な場合はサテライト設置届と一緒にご郵送ください。

①サテライト設置場所に指定事業所等がない場合

サテライト設置の届出のみ

②サテライト設置場所に既に他の指定事業所があり、その区画を変更し一部をサテライトとして使用する場合

(例：A事業所のサテライトを同一法人が運営するB事業所（訪問介護）の一部を使用して開設する場合)
A事業所のサテライト設置届 と B事業所の専用区画変更届 が必要

③既存事業所を廃止しその場所をサテライト事務所として使用する場合

(例：B事業所を廃止しその場所をA事業所のサテライトとして使用する場合)
A事業所のサテライト設置届 と B事業所の事業廃止届 が必要

④その他

場合によって提出書類が異なりますので直接お問い合わせください。

【サテライト設置届】

変更する事項	提出書類	留意点
訪問看護 ステーションの 出張所の設置	・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・別紙様式第一号（五）変更届出書 ・付表第一号（三） 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項 ・訪問看護事業（介護予防含む）の運営規程（参考資料5-3） ・申請者（法人）所有の事業所でない場合は賃貸借契約書の写し ・サテライト事業所の平面図・案内図 ・サテライト事業所内外の写真カラー ・組織体制図（参考資料1） ・誓約書（参考様式9-1ST）	サテライトの設置と同時に区画変更や事業廃止がある場合は他に届出が必要となります サテライトの設置に伴い拠点事業所の実施地域等の項目が同時に変更となる場合、内容により拠点事業所の変更届も必要になります。 拠点事業所等に移転する場合はサテライトの設置届と併せて<u>来庁で届出が必要</u>となります。
介護給付費算定に係る体制 （加算項目）	◆福祉指導監査課のホームページ、 <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（加算様式込）</u>の、<u>加算届提出一覧表ページ</u>より、届出に必要な書類を確認してください。 <u>〔注意〕算定期間により、提出期限が決められています。</u>	

※健康保険法（医療保険給付関係）に基づく変更の届出については、近畿厚生局に提出する必要があります。届出が必要な事項、様式等は異なりますので、詳細は下記へお問合せください。

近畿厚生局指導監査課 審査グループ 06-7663-7664

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階

(参考) その他の届出について

【専用区画変更届】

変更する事項	提出書類	留意点
区画の変更	・別紙様式第一号（五）変更届出書 ・事業所の平面図、事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ）	サテライトの設置と同時に区画変更がある場合はこの届出も必要となります

【廃止届】

届出内容	提出書類	留意点
廃止届	①別紙様式第一号（七）廃止・休止届出書 ②指定書（原本） ③利用者に対する措置状況（任意様式）（注 1） （注 1） 利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。 別紙様式第一号（七）廃止・休止届出書の「現にサービスを受けている者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要。 ④指定書（原本）を提出できない理由書（注 2） ⑤法人の印鑑登録証明書（注 2） （注 2） ④⑤については、指定通知書（原本）を紛失した等、提出できない場合に必要です。	サテライトの設置と同時に事業廃止がある場合はこの届出も必要となります ・「利用者に対する措置状況」は、廃止に際し利用者〇人に対して、どここの事業所へ引き継いだのか等記載してください。 ・補助金等を受け開設した事業を廃止する場合は、当該補助金の精算手続きが必要となる場合があります。